

アンケートのお願い

都道府県・政令市・中核市・県庁所在都市

各議会事務局 御中

広報課 御中

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目7-9

チサンマンション丸の内第二 303

全国市民オンブズマン連絡会議

事務局長 新海 聡

地方公共団体の皆様方におかれましては、新型コロナウイルスの蔓延防止のため、日夜大変なご努力をしておられることと存じ、深く感謝申し上げます。

今までに例のない、コロナ禍対策は、地方公共団体の運営に様々な見直しや変更を強いる結果となりました。その中で、私たちが今回特に関心を持ったのは、地方公共団体の議会や首長の記者会見のインターネットによる開示です。もちろん、これまでもホームページの充実などの形でインターネットを用いた情報の発信に努力されたことと存じます。また、私たちも、議員・会派の政務活動費の領収証等の文書や地方公共団体の事務に対する働きかけ情報をはじめとして、地方公共団体の様々な情報のweb公開を求める運動をしてきました。しかし、コロナ禍によって外出の自粛や傍聴制限がおこなわれることで、自宅で議会の審議の過程に直接アクセスしたり、首長の発言だけでなく、会見における質疑応答といった「生の情報」にアクセスすることの必要性を、私たち多くの市民は、これまでに痛感しました。そして同時に、コロナの問題を契機として、このことが今後の地方議会の公開のありかたや、地方公共団体の情報の受け手である、市民の知る権利の実現を考えるために、重要な要素となると考えます。

こうした問題意識から、コロナ禍のなかで貴議会がとられた対応とあわせ、情報のインターネットによる開示の状況について、本アンケートをお願いする次第です。（なお、本アンケートの内容は、議会の会議の公開に関するものと、首長の記者会見に関するものとがございますので、前者につきましては議会事務局に、後者につきましては自治体広報課に送付させていただきます。）

ご多忙中とは存じますが、回答は令和2年6月末日までに末尾の事務局メールアドレスにお送りください。また、本アンケートの集計結果は、本年9月20日、22日の両日米子市で開催を予定しております、市民オンブズマンの全国大会で発表しますので、ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

本アンケートの送付先アドレス：info@ombudsman.jp

本アンケートのお問い合わせ先：全国市民オンブズマン連絡会議 事務局

電話 052-953-8052, FAX052-953-8050

担当 内田、新海

首長部局 会見アンケート

		回答欄
2020年6月1日を基準日としてお答え下さい	回答日	
	自治体名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
(1) 首長の定例記者会見をしていますか	①している	
	②していない	
(2) 首長の定例記者会見をしている場合、インターネットで配信していますか	①ライブ配信を行い、後日録画も配信している a) 質疑応答も含め配信している b) 質疑応答は配信していない	
	②ライブ配信のみしている(録画配信はしていない) a) 質疑応答も含め配信している b) 質疑応答は配信していない	
	③ライブ配信はしていないが、録画配信している a) 質疑応答も含め配信している b) 質疑応答は配信していない	
	④ 配信していない	
	⑤その他 内容を回答欄にご記入下さい。	
(3) 首長の定例記者会見時に配付する資料について、ネット上に掲載していますか	①配付資料はライブ配信と同時にネット上に掲載している a) 全部 b) 一部(その基準をお書き下さい)	
	②配付資料はライブ配信時には見られないが、定例記者会見終了後にネット上に掲載している a) 全部 b) 一部(その基準をお書き下さい)	
	③配付資料はネット上には掲載していない	
(4) 新型コロナ対策関連の臨時記者会見(首長が出席するもの)をしていますか	①している	
	②していない	

		回答欄
(5) 新型コロナ対策関連の臨時記者会見(首長が出席するもの)をしている場合、インターネットで配信していますか	①ライブ配信を行い、後日録画も配信している a) 質疑応答も含め配信している b) 質疑応答は配信していない	
	②ライブ配信のみしている(録画配信はしていない) a) 質疑応答も含め配信している b) 質疑応答は配信していない	
	③ライブ配信はしていないが、録画配信している a) 質疑応答も含め配信している b) 質疑応答は配信していない	
	④ 配信していない	
	⑤ その他 内容を回答欄にご記入下さい。	
(6) 新型コロナ対策関連の臨時記者会見(首長が出席するもの)時に配付する資料について、ネット上に掲載していますか	1) 配付資料はライブ配信と同時にネット上に掲載している a) 全部 b) 一部(その基準をお書き下さい)	
	2) 配付資料はライブ配信時には見られないが、定例記者会見終了後にネット上に掲載している a) 全部 b) 一部(その基準をお書き下さい)	
	3) 配付資料はネット上には掲載していない	

ご回答ありがとうございました

議会の会議 アンケート

		回答欄
2020年6月1日を基準日として お答え下さい	回答日	
	議会名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

1 会議について

(1) 2020年2月以降、予定されていた本会議の運営について（傍聴を除く）、新型コロナウイルス感染防止を理由として変更したことがありましたか	①ない		
	②ある(どのような変更を しましたか) (複数回答可)	a) 本会議を開催しなかった	
		b) 期日の短縮をした (日間)	
		c) 一般質問の時間を設けなかった	
		d) その他(回答欄にお書きください)	
(2) 本会議の傍聴について、新型コロナウイルス感染防止を理由として、市民・県民の傍聴を制限したことがありますか	①ない		
	②ある (複数回答可)	a) 傍聴を認めなかったことがある	
		b) 傍聴の人数を制限したことがある (制限の内容をお書き下さい)	
		c) その他(回答欄にお書きください)	
(3) 2020年2月以降、予定されていた委員会の運営・開催の方法（傍聴を除く）について、新型コロナウイルス感染防止を理由として変更したことがありましたか	①ない		
	②ある(どのような変更を しましたか) (複数回答可)	a) 委員会を開催しなかった	
		b) オンラインで開催した	
		c) その他(回答欄にお書きください)	
(4) 委員会の傍聴について、新型コロナウイルス感染防止を理由として、市民・県民の傍聴の制限をしたことがありますか	①ない		
	②ある (複数回答可)	a) 傍聴を認めなかったことがある	
		b) 傍聴の人数を制限したことがある (制限の内容をお書き下さい)	
		c) その他(回答欄にお書きください)	

2 会議のインターネット配信について

(1) 本会議について、インターネットでどのような配信をしていますか（議題にかかわらず、基準日の運用をお答えください。）	①ライブ配信を行い、後日録画も配信している	a) 全部	
		b) 一部(その基準をお書き下さい)	
	②ライブ配信のみしている(録画配信はしていない)	a) 全部	
		b) 一部(その基準をお書き下さい)	
	③ライブ配信はしていないが、録画配信している	a) 全部	
		b) 一部(その基準をお書き下さい)	
	④配信していない		

		回答欄
(2) 常任委員会(議会運営委員会を除く)について、インターネットでどのような配信をしていますか(議題にかかわらず、基準日の運用をお答えください。)	①ライブ配信を行い、後日録画も配信している	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	②ライブ配信のみしている(録画配信はしていない)	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	③ライブ配信はしていないが、録画配信している	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	④配信していない	
(3) 常任委員会(議会運営委員会を除く)の傍聴者に配付する資料(議事録を除く)について、ネット上に掲載していますか(議題にかかわらず、基準日の運用をお答えください。)	①配付資料はライブ配信と同時にネット上に掲載している	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	②配付資料はライブ配信時には見られないが、委員会終了後にネット上に掲載している	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	③配付資料はネット上には掲載していない	
(4) 議会運営委員会について、インターネットでどのような配信をしていますか(議題にかかわらず、基準日の運用をお答えください。)	①ライブ配信を行い、後日録画も配信している	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	②ライブ配信のみしている(録画配信はしていない)	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	③ライブ配信はしていないが、録画配信している	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	④配信していない	
(5) 議会運営委員会の傍聴者に配付する資料(議事録を除く)について、ネット上に掲載していますか(議題にかかわらず、基準日の運用をお答えください。)	①配付資料はライブ配信と同時にネット上に掲載している	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	②配付資料はライブ配信時には見られないが、委員会終了後にネット上に掲載している	a)全部 b)一部(その基準をお書き下さい)
	③配付資料はネット上には掲載していない	

ご回答ありがとうございました

政務活動費についてのアンケート

記

回答日 _____
議会名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

政務活動費について

2019年5月1日から 2020年5月末までに、下記の調査項目のうち、

・変更が行われた部分とその内容を具体的に記述していただければ 各項目への記入は不要です。

下記の調査項目のうち、変更部分は（ ）です。

・また、下記調査項目について、変更が全くない場合も、「変更なし」と記入していただければ 各項目への記入は不要です。

2020年6月1日現在でお答え下さい。 a)、b)・・・の各カッコ内に ○ をお付け下さい。

(1) 令和2年度の政務活動費の支給対象と、支給上限額についてお答えください。会派と議員個人にそれぞれに支給している場合はいずれもご記入ください。

- a) () 会派に支給 議員一人当たり 月 円、 年 _____ 円
b) () 議員個人に支給 議員一人当たり 月 円、 年 _____ 円
c) () その他(個別にお書き下さい)()

(2) 令和1年度の政務活動費の支給上限額は、

- a) () 令和2年度の政務活動費の支給上限額と変化なし
b) () 令和2年度の政務活動費の支給上限額と異なり、
令和1年度は議員一人当たり月 () 円であった。

(3) 領収書の議会への添付状況と根拠法令

①領収書の議会への提出形式(令和1年度支給分)

- a) () 原本
b) () 写し
c) () 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出
d) () その他()

②支払先が個人の場合の領収書の氏名について(令和1年度支給分)

- a) () 公開する
b) () 金額を非公開にして氏名を公開する
c) () 非公開

d) () 場合によっては公開(場合をお書きください _____)

e) () その他(具体的にお書きください _____)

③領収書は web 上で公開されますか(令和1年度支給分)

a) () 公開されている (年 月 日から web 上で公開)

b) () 公開していないが、令和2年度支給分以降は公開することが決定している

c) () 公開していない

④添付された領収書を市民が閲覧する方法

a) () 収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能

閲覧可能時期の規定の文言 _____

1年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 令和2年 月 日から

b) () 情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(4) 会計帳簿(会計帳簿とは、支出の内訳表や支出伝票記録簿など、支出の日付、内容、金額などが一覧表になったものを指します)の議会への提出状況と根拠法令

①会計帳簿の議会への提出について(令和1年度支給分)

a) () 提出を義務付けている

(根拠法令を教えてください _____)

b) () 義務付けていない

②会計帳簿は web 上で公開されますか(令和1年度支給分)

a) () 公開されている (年 月 日から web 上で公開)

b) () 公開していないが、令和2年度支給分以降は公開することが決定している

c) () 公開していない

(5) 活動報告書(領収書、会計帳簿、視察報告書以外で、政務活動の内容がわかるもの)の議会への提出・公表状況と根拠法令(令和2年度支給分)

①活動報告書の議会への提出について

a) () 作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している

(収支報告書と一体化した定型書式)

b) () 作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している

(収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付)

c) () 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には

情報公開請求が必要

d) () 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管

(情報公開の対象外)

e) () 作成を義務づけていない

a~dと回答された場合、根拠法令を教えてください _____

②活動報告書は web 上で公開されますか(令和1年度支給分)

a) () 公開されている (年 月 日から web 上で公開)

- b) 公開していないが、令和2年度支給分以降は公開することが決定している
- c) 公開していない

(6) 視察報告書の議会への提出状況と根拠法令（令和2年度支給分）

- a) 作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
- b) 作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
- c) 作成を義務付け、閲覧には情報公開請求が必要
- d) 作成を義務づけているが、情報公開の対象外で会派保管（非公開）
- e) 作成を義務づけていない

a～dと回答された場合、根拠法令を教えてください _____

②視察報告書はweb上で公開されますか（令和1年度支給分）

- a) 公開されている（ 年 月 日からweb上で公開）
- b) 公開していないが、令和2年度支給分以降は公開することが決定している
- c) 公開していない

(7) 領収書、会計帳簿、活動報告書、視察報告書をweb上で公開していない場合、令和1年度政務活動費について、議会公式ホームページへの記載は、

- a) 支出総額のみ記載あり（URLを教えてください） _____
- b) 収支報告書（支出項目毎の総額と簡単な概要のみ記載しているもの）
と同様の記載あり（URLを教えてください） _____
- c) 収支報告書と、それ以上の詳細な記載あり（URLを教えてください） _____
記載項目 _____
- d) 記載なし

(8) 具体的な政務活動費の用途基準などを定めたマニュアル(手引き、指針等)について

- ①作成状況 a) 作成している
b) 作成していない
- ②上記マニュアルの策定日（最新版のもの） _____
- ③上記マニュアルの情報提供の可否 _____
- ④上記マニュアルを作成している場合、web上での有無
 - a) web上で公開済
 - b) web上での公開なし

(9) 収支報告書の収支報告額について、収入を超過する支出額の報告を認めていますか

- a) 認めている
- b) 認めていない

(10) 個人への政務活動費の支給方法について

- a) 領収書を事務局が確認したあと、個人に支給する
- b) いったん会派に支給し、会派が個人の領収書を確認したあと個人に支給する
- c) 条例で定められた定額を個人に直接支給する。

(11) 令和1年度政務活動費の領収書等について、web上で公開していない場合、CD・DVD等データでの安価な市民への提供は可能ですか ※愛知県・三重県・札幌市などは数百円でデータを提供しています。

- ① 可能（提供可能な内容をお書きください _____）
- ② 不可能

(12) その他、特記事項があればお教えてください。

（第三者機関で政務活動費の金額を審議している、領収書提出前に公認会計士の事前審査を受けているなど）

ありがとうございました。